

### お知らせ版

## クマに注意！ 遭わない工夫を

農林建設課生産振興班 ☎ 42-2111 内線 253

これから山菜採りなどで山に入る機会が多くなりますが、クマも冬眠から覚めて活動を始めます。山に入るときは次のことに注意しましょう。

### ■クマに遭わない工夫をする

- ・クマの活動が活発な朝夕や霧が出ているときは避ける
- ・単独ではなく、2人以上で行動する
- ・鈴やラジオで時々音を出しながら行動する
- ・音が消される強風時や沢沿いは特に注意する

### ■もしクマに出会ったら

- ・走って逃げない！背中を見せない！大声を出さない！
- ・持ち物（帽子や上着など）を静かに置いて注意をそらす
- ・クマとの間に木や岩などを挟むようにする

農林作物の被害を受けたときは、下記へ連絡ください。

### ■問い合わせ

農林建設課生産振興班（☎ 42-2111 内線 253）

## 一人で悩まないで 保健師の出前相談

住民生活課保健衛生班 ☎ 42-2111 内線 122

出掛けるのがおっくう、眠れないなどありませんか？話してみましょ。気持ちが楽になるかも、気軽にどうぞ！

■日時 4月5日（火） 午前9時30分～11時30分

■場所 江刺家ふるさとセンター

※待ち時間を少なくするため、希望の時間を保健師まで連絡してください。保健センターではいつでも相談を受けられます。連絡ください。

### ■問い合わせ

住民生活課保健衛生班（☎ 42-2111 内線 122）

## みんなで話しませんか？ おしゃべりサロンひだまり

住民生活課保健衛生班 ☎ 42-2111 内線 122

お茶を飲みながら、話ませんか？家庭や体の事・介護の事など心配事から、世間話でも構いません。

一人で悩まず、仲間づくり  
にいらしてください。保健師・  
傾聴ボランティア「はまなす」  
の会員が交代しております。



■日時 4月13日（水）

午前10時～11時30分

■場所 まさざね館

■内容 血圧測定、参加者の交流

### ■問い合わせ

住民生活課保健衛生班（☎ 42-2111 内線 122）

## 昭和61年度生まれの 江小卒業生は連絡を

ネクスコ東日本八戸管理事務所 ☎ 0178-27-2100

当時の日本道路公団では、平成8年7月27日に八戸自動車道の開通10周年を記念し、折爪サービスエリアに、沿線10小学校、481名分の作文をタイムカプセルに入れて埋設し、平成28年に開封することとしました。

このカプセルには江刺家小学校4年生18名分の作文も入っています。平成28年度に満30歳に達する人（昭和61年度生まれの人）で江刺家小学校に在籍していた人の連絡をお待ちしています。

■江刺家小学校 4年生在学（平成8年7月当時）

（昭和61年度生まれで小学校卒業は平成10年度の人）

### ■問い合わせ

ネクスコ東日本八戸管理事務所（☎ 0178-27-2100）

## 村のこよみ 3・4月

日にち	行事名	時間	場所
3・18	㊟ 卒業式（村内全5小学校）	10：00	村内全5小学校
	㊟ 年金相談会	10：00	村山村開発センター
21	㊟ キャップアート大作戦	9：30	H O Zホール
23	㊟ 卒園式（ひめほたるこども園）	10：00	ひめほたるこども園
	㊟ 子育てサロン「はまなすっ子広場」	10：00	村総合福祉センター
24	㊟ 卒園式（伊保内保育園）	10：00	伊保内保育園
25	㊟ 教職員辞令交付式	16：00	H O Zホール
4・1	㊟ 交通指導員辞令交付式	13：00	役場第3会議室
5	㊟ 村長選挙立候補届出の受け付け	8：30	役場第2会議室
6	㊟ 入学式（九戸中学校）	10：00	九戸中学校
	㊟ 入学式（伊保内高等学校）	13：30	伊保内高等学校
7	㊟ 入学式（長興寺・江刺家）	10：00	各小学校
	㊟ 入学式（戸田小学校）	10：30	戸田小学校
	㊟ 入学式（伊保内小学校）	13：30	伊保内小学校
8	㊟ デイケア	9：30	保健センター
	㊟ 教職員着任式	16：00	村山村開発センター
10	㊟ 村長選挙投票日	7：00	村内各投票所
11	㊟ 胃がん検診（～15日まで、17日）	6：00	村内各会場
16	㊟ クリーン九戸行動日	9：30	村内一斉
17	㊟ 春の大掃除点検・火防点検	9：00	村内一斉
20	㊟ 乳児健診	13：45	保健センター

## 心の悩み相談

地域活動支援センターのぞみでは相談員が伺い、心の悩み・健康相談に応じます。

心配事や不安になりやすい事など、何でも相談ください。

■日時 4月8日（金）

午前9時30分～正午

■場所 村山村開発センター

■申し込み・問い合わせ

地域活動支援センターのぞみ

☎ 32-2921

## 平成28年4月から障害者差別解消法がスタート

この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。主に次の2つのことについて、国、地方公共団体および民間事業者（会社、個人のお店など）が守るべきことが定められています。

### 1. 不当な差別的取り扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否するなどの不当な差別的取り扱いは禁止されます。

（例）障害があることを理由に・・・

- ・お店や施設などの利用を断る
- ・アパートなどの契約を断る
- ・盲導犬や介助犬、車いすでの入店を断る

### 2. 合理的配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行うことが求められます。

（例）

- ・筆談や読み上げなど、障害の特性に応じた手段での対応
- ・車いすに乗る人への手助け

合理的配慮の提供は、国・地方公共団体については法的義務ですが、民間事業者については努力義務とされています。

	不当な差別的取り扱い	合理的配慮の提供
国・地方公共団体	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

※民間事業者であっても、事業主としての立場で障害のある労働者に対して行う差別の解消については、「障害者雇用促進法」で合理的配慮の提供も法的義務とされています。

障害を理由とする差別に関する相談や不明な点は下記へ相談ください。

■問い合わせ 住民生活課地域福祉班 ☎ 42-2111 内線 202